

平成25年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 社会福祉課
 担当名: 施設指導・福祉人材担当
 内線: 3276 (単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B17	社会福祉施設等耐震化等整備事業費			一般会計	民生費	社会福祉費	社会福祉施設費	社会福祉施設等耐震化等特別対策事業費		
事業期間	平成25年度	根拠法令	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領			戦略項目	05	大規模災害への備え		
						分野施策	010501	危機管理・防災体制の強化		
<p>1 事業の概要</p> <p>小規模グループホーム等では消防法施行令において、スプリンクラー整備が義務づけられていないため、同設備が設置されているところが少ない状況である。</p> <p>そこで、小規模グループホーム等の入所者の安全を確保するため、シラコバト長寿社会福祉基金(社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金)を活用し、スプリンクラー整備に係る経費の一部を補助するものである。</p> <p>(1) 社会福祉施設等耐震化等整備事業費 39,114千円</p> <p>施設の延べ床面積で積算していたが、廊下や浴室などは除外されるので、執行にあたり当初の見積額を下回ったため。</p>				<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 延べ床面積275㎡未満の施設で障害者総合支援法に定める障害程度区分4以上の者が利用する障害者グループホーム及びケアホーム(以下「小規模グループホーム等」。)においてスプリンクラー設置を行う施設に対する経費の補助 152,443千円</p> <p>(2) 事業実績(見込み)</p> <p>ア 補助件数 (当初)49施設 (補正後)55施設 イ 補助金額 (当初)152,443千円 (補正後)113,329千円</p> <p>(3) 減額理由及び金額</p> <p>ア 延べ床面積275㎡未満の施設で障害者総合支援法に定める障害程度区分4以上の者が利用する小規模グループホーム等においてスプリンクラー設置を行う施設に対する経費の補助 39,114千円</p> <p>補助予定の小規模グループホーム等に対して不足のないように施設の延べ床面積で積算していたが、廊下や浴室などはスプリンクラー整備の設置対象から除外されるので、執行にあたり当初の見込額を下回ったため。</p>						
<p>2 事業主体及び負担区分 (県3/4) 事業主体1/4</p>										
<p>3 地方財政措置の状況 なし</p>										
<p>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.01人=95千円</p>										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	補正後の 予算額
		繰入金	県債							
決定額	39,114	26,076	13,000					38	113,329	
現計額	152,443	101,628	50,000					815		